



JASDAQ

平成25年6月3日

各 位

オーケー食品工業株式会社
代表取締役社長 東久保 正興
(JASDAQ・コード2905)
問い合わせ先
専務取締役管理本部長 川口 康太郎
電 話 (0946) 22-2000

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成25年6月3日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成25年6月27日開催予定の第46期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

社外取締役および社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第31条（社外取締役との責任限定契約）および定款第42条（社外監査役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。

なお、定款第31条（社外取締役との責任限定契約）の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための定時株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成25年6月27日
平成25年6月27日

以 上

(下線は変更部分であります。)

現行定款	定款変更案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 } (条文省略) 第30条</p> <p>(新 設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 } (現行どおり) 第30条</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p><u>第31条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第31条 } (条文省略) 第40条</p> <p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第32条 } (現行どおり) 第41条</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p><u>第42条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>
<p>第41条 } (条文省略) 第48条</p>	<p>第43条 } (現行どおり) 第50条</p>